



## 第2章 いじめを許さない学校づくり

### 1 いじめ防止のための体制づくり

いじめを許さない学校をつくるためには、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を全教職員がもち、校長のリーダーシップのもと、教育活動全体を通じて、学校全体で組織的に取り組むことが大切です。教職員間で相談・協力できる風通しのよい職場環境を整えるとともに、実効的な組織で年間を見通した取組を計画・実行する必要があります。

また、いじめ防止対策がしっかりと機能しているか、学校評価等により評価し改善につなげるなど、いじめ防止のためのPDCAサイクルを確立しておくことが重要です。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）

いじめについては、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な事案対処等について組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」等の校内組織を学校に設置しなければなりません。なお構成員は、学校規模や実態等に応じて柔軟に対応します。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法 第22条）

#### （1）学校いじめ対策組織（例）

<当該学校の教職員>

- 管理職    生徒指導主事(主任)    ハートフルリーダー[情報集約担当]
- 学年主任    学級担任    養護教諭
- ※必要に応じて参加    ・ ・ ・    教科担任    部活動指導に関わる教員

<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>

- スクールカウンセラー（以下「SC」という。）
- スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等

## (2) 学校いじめ対策組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

## (3) 学校いじめ対策組織の運用（例）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。  
（青森県いじめ防止基本方針（H29.10）より）

月	内 容
4	・学校いじめ防止基本方針の内容を周知（教職員、生徒、保護者、関係機関等）
夏季休業中	・1学期の取組の検証、2学期の取組の修正、校内研修の実施
冬季休業中	・2学期の取組の検証、3学期の取組の修正、校内研修の実施
3	・年間の取組の検証、学校いじめ防止基本方針等の見直し

※学校いじめ対策組織の会議を開催した際には、必ず議事録を作成します。

### 3 教育相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけやチャンス相談等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくとともに、受容的態度と共感的理解を心がけ、深い信頼関係を築くことが不可欠です。

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(いじめ防止対策推進法 第16条 3)

#### (1) 定期教育相談を設定する

全ての児童生徒を対象とした定期的な教育相談週間（月間）を設定し、計画的に個人面談を行うことが大切です。また、保護者を交えての三者面談も考えられます。

#### (2) チャンス相談を適宜実施する

日常生活の中での教職員の声かけやチャンス相談等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を整えることが重要です。また、対応は学級担任に限定せず、児童生徒の希望を優先させるなど、相談しやすい雰囲気づくりを工夫します。

#### (3) SC等を有効活用する

教員とは異なる観点から、児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるために、SC等の活用や養護教諭との連携を図るとともに、学校の相談体制を児童生徒や保護者に周知することが大切です。

#### (4) 電話相談窓口を周知する

「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310

または

017-734-9188

## 4 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を通じて、教職員一人一人の資質を高めるとともに、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について、教職員間で共通理解を図り、校長を中心に、組織的対応ができる体制を確立することが大切です。

また、いじめに関する校内研修を定例化し、これまでのいじめの未然防止のための取組や児童生徒の人権意識の定着、道徳教育の充実、保護者等との信頼関係づくりなどについて、全教職員で話し合うことが大切です。

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

(いじめ防止等のための基本的な方針

別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント(4)②)

### [研修を活性化させる工夫]

校内研修は、効果的で、より教職員の心に届くための工夫が必要となります。

ここでは、校内研修の構成要素を下記の①～③に整理し、その構成の例を提示します。

研修内容は年度始に決めておくとともに、年間の行事予定に位置付けておきます。

#### ① いじめの理解(4月〇日)

ハートフルリーダーが講師を務めるなどして、学校いじめ防止基本方針や本手引きの内容を確認する。ハートフルリーダー対象の研修会等で得た内容を伝達する。

#### ② 適切な事案対処(6月〇日)

事例を取り上げ、学校のマニュアルに照らしながら対処方法について理解を深める。不明な点を洗い出し、その対応について、共通理解を図る。

#### ③ 未然防止(8月〇日)

学校の実情に応じて、いじめの未然防止につながるテーマを決め、研修を進める。

内容によっては、外部講師を招聘して研修を行うようにします。講師依頼については、所管する教育委員会や教育事務所、県総合学校教育センター等に相談しましょう。

(テーマ)

- ・人権教育
- ・道徳教育に関する授業研究
- ・情報モラル教育
- ・教育相談の進め方(面談技法)等

## 5 学校評価を生かしたPDCAサイクルの確立

### (1) 学校評価への位置付け

青森県いじめ防止基本方針には、学校評価に関して次のとおり記述されています。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（カッコ内 省略）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組（1）②v））

「学校評価の評価項目に位置付ける」とは、学校評価の最も基本となる自己評価へ評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート（児童生徒・保護者等対象）を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価することです。学校においては、次に示す「(2) いじめ防止に関する評価項目について」にある例を参考に評価項目を設定します。

### (2) いじめ防止に関する評価項目について

いじめ防止に関する評価項目は、学校の実態に応じて設定してください。具体的な内容としては、次のようなものが考えられます。

#### ■いじめ防止に関する評価項目（例）

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり（未然防止）  
「学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。」  
「相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。」  
「年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。」
- ② 早期発見・事案対処の手立て  
「定期的または必要に応じてアンケートを実施している。」  
「個人面談や保護者面談を実施している。」  
「いじめの相談や解決に向けて、適切に対応している。」
- ③ 教員の資質向上  
「いじめ防止に関する校内研修を複数回実施している。」（教員）

### (3) 評価項目の段階的設定

評価項目については、次のような段階を設け、より実効性を問うよう改善していくことで、さらに効果的な評価が可能となります。

- ① 取組実施の有無を問うもの（「～アンケートを実施している。」等）
- ② 満足度を問うもの（「～個人面談の実施について満足している。」等）
- ③ 具体的な成果を問うもの（「～いじめ防止の取組は効果を上げている。」等）

### (4) いじめアンケートの活用

学校評価への位置付けとともに、いじめアンケートにおいて評価項目を補足することで、さらに充実した評価が可能となります。